

金属労協「地方における政策・制度課題2020」の紹介

金属労協政策企画局主査 浅井茂利

新型コロナウイルスのパンデミック化、米中対立の長期化、英国のEU離脱など国際環境、ビジネス環境が激変する時代には、激変に耐えうる「強固な日本経済」構築が不可欠です。「強固な日本経済」は「強固な地方」なしに、「強固な地方」は「強固な現場」なしにありえません。金属労協の「地方における政策・制度課題2020」は、地方連合会金属

部門連絡会や金属の都道府県別組織が、地方連合会を通じて自治体に対し、「強固な地方」「強固な現場」のための政策を迫るための取り組みメニューとして、作成されたものです。

地方政策の取り組みの進め方

地方政策実現の手順としては、地方連合会金属部門連絡会あるいは産

別の地方組織が、地方連合会の政策への盛り込みを図るというのが基本です。個別項目ごとよりも、地方連合会事務局に「地方における政策・制度課題2020」の網羅的な検討を働きかけたほうが、採用されやすい場合があります。

金属以外の組合の理解も重要です。当初は意見対立の少ないものづくり産業政策を中心に取り組み、金属以

外の組合と情報交換・意見交換を重ねたのち、意見の一致しない項目についても、理解を得るよう取り組んでいくことが大事です。

また、金属の都道府県別組織や産別地方組織が、自治体の首長・担当部局、国の出先機関などと懇談する機会に働きかけを行ったり、支援する地方議会議員を通じて実現をめざすという方策もあります。

すでに存在するかどうか、その政策は効果をあげているかどうかをチェックするのにきわめて有効な仕組みです。

ただし、すべての事業ではなく、主要な事業についてだけ、シートの作成・公表を行っている自治体が多く、そうした場合には、シートが作成されていない事業の中に、無駄な事業、効果の少ない事業が含まれている可能性があります。自治体に対し、すべての事業に関し、網羅的なシートの作成を促し、これを活用して、既存事業の費用対効果などをチェックし、ライバル自治体、近隣自治体を含む他の自治体との比較を行っていくことがきわめて有効です。

③PDCAサイクルを機能させる

地方自治体に対する要請項目が、一回の要請活動で実現することはまずありません。担当部局として本来は賛成なのだが、予算などの関係で否定的な公式見解を示さざるを得ない場合もあります。否定的な見解にひるむことなく、次の機会に備えることが重要です。首長や担当部局から示された見解を精査し、金属労協本部とも相談しながら、これを打ち破るためのロジックを組み立て、データを揃え、次の機会により強力な主張を展開できるようにしていきます。

④ねばり強い取り組みで政策実現を勝ち取る

「中小企業に対する支援を拡充せよ」「設備投資促進策を拡充せよ」などといった基本的な方向性に関する政策・制度要求については、地方自治体と労働組合の見解が異なっていることは少ないので、前向きな見解を引き出すことができるとは思います。具体的かつ実施予定のない政策は、簡単に実現するものではありません。この「地方政策実現に向けた取り組みの進め方」を参考に、ねばり強い取り組みを進めていきます。

地方政策を要請する際のポイント

① 首長や担当部局、地方議会議員の「心を動かす」ことが重要

政策要請を行う場合、その中身により、次のような分類ができます。

- ① 基本的な方向性に関する政策
- ② 地方自治体がすでに進めようとしている政策
- ③ 具体的でかつ地方自治体として実施予定のない政策

①、②の政策であれば、前向きな見解を引き出すことは比較的容易です。しかしながら、③の政策を要請する場合、首長から100%否定的な見解が示されることは少ないものの、担当部局からは、さまざまな「できない理由」が示されるはずで

です。こうした場合、首長や担当部局、地方議会議員の「心を動かす」ことが決定的に重要となります。こうした人々に、「そうだったのか」「そのとおりだ」「それでいこう」と感じてもらえるよう、具体的なデータや写真を示し、現場の声を伝え、他の都道府県の実施状況と比較する、といったことが必要です。自治体が情報を持っていないようであれば、まずは調査からはじめるよう、求めていくことも有効です。

② 「行政事業レビューシート」の活用が重要

国では、各府省が実施している約5,000の事業すべてについて、目的や事業概要、予算額・執行額、内訳、成果目標・成果実績、単位あたりコスト、政策評価、点検・改善結果、支出先などを記載した「行政事業レビューシート」を作成し、ホームページで公表しています。都道府県、市区町村でも、名称はさまざまですが、これに相当するシートを作成・公表している地方自治体、あるいは個別事業の予算の詳細な根拠を示した資料を公表している自治体は少なくありません。労働組合から要請しようとする政策に類似の政策が

具体的な取り組み項目

詳細は金属労協ホームページに掲載の「地方における政策・制度課題2020」をご覧くださいと思いますが、ここでは特徴的な取り組み項目をいくつかご紹介します。

ものづくりを中心とした地域経済発展の基盤づくり

*奨学金返還支援制度などの拡充

自治体では、地元企業に就職した人の奨学金返還に対する支援制度を設けていますが、製造業やICT産業に就職した者、県内・県内大学出身者は対象とならない場合があるの

で、対象に含めるようにする必要があります。支援金額も国の制度紹介

パンフレットでは、イメージとして150万円を挙げており、数十万円の自治体は増額を検討すべきです。

*公正取引委員会地方事務所に対する情報提供・意見交換

政府は下請法・下請中小企業振興法の強化、手形に関する通達の見直し（支払い可能な限り現金、手形

サイトは将来的に60日以内に）、業界団体による自主行動計画の策定、業

種別下請ガイドラインの改訂、「型」管理の適正化に向けたアクションプ

ランの策定など「世耕プラン」を進めています。局面は大きく変わっ

ていません。

全国に8箇所の公正取引委員会地方事務所と懇談の機会を設け、優越

的地位の濫用、不適切な取引の状況

などに関し情報提供し、意見交換を行い、取り組み強化を求めていくこ

とが重要です。反応が芳しくない場合には、そうした状況を地方自治体、

経済産業局、地方議員などに伝えていく必要があります。

*公契約における下請法、下請ガイドライン、自主行動計画などに準拠・遵守した適正取引

公契約とりわけ情報サービスやフ

トウェアの契約では、予算執行時

期の関係から短納期発注が行われやすい状況にあります。公契約は下請

法の対象外ですが、下請法や下請ガイドライン、自主行動計画などに準拠・遵守した適正取引が行われるよ

う、体制整備と意識改革を進めていく必要があります。自治体が行った

入札や公契約が適正かどうか審査する委員会に、ICT関係の実務の専

門家を加えることも重要です。

*防災・減災体制の一層の強化と

予算の拡充

*災害対応における生活再建最優先の徹底、および地方自治体と

協力した住民支援

消防庁の「地方防災行政の現況」

を見ると、自治体の防災体制の状況

はかなりの違いがあります。住民参加の下、他の自治体の状況と比較しながらチェックを行い、必要な対策の強化、予算の拡充を行っていくことが必要です。

災害時に関する企業のBCP（事業継続計画）では、従業員の生活再建を最優先にするとともに、あらかじめ企業が自治体と協力協定を締結し、企業が円滑に従業員による被災住民支援を行っていくことができるよう、地元産業界・企業に対し働きかけを行うことも重要です。

地域におけるものづくり産業の具体的強化策

＊カイゼンインストラクター養成スクールの開設

製造業の下請事業者のうち、カイゼン活動に取り組んでいるところは実質的には2割程度と見られます。中小企業では、カイゼン、ムダとり、3Sなどカイゼン活動が徹底されておらず、生産性向上、付加価値拡大の余地が大きくなっています。

カイゼン活動に取り組むためには、外部専門家による指導も重要ですが、コンサルタント費用を捻出できない場合も多く、ものづくり企業のOBなどをカイゼン活動の指導者（カイゼンインストラクター）として養成し、中小企業に派遣するための「カイゼンインストラクター養成スクール」が全国16カ所（2019年度）に設置されています。経済産業省の補助金は2019年度で終了しまし

たが、中小企業の生産性の向上、付加価値の拡大に大きな成果をあげていることから、その活動の継続、全国での設置に向け、自治体の支援が重要となっています。地元企業全体の「カイゼン力」を高めることは、生産拠点としての地域の魅力を高めることにつながります。

＊ものづくりマイスターの活用拡大

工業高校などに対する「ものづくりマイスター」による実技指導は、受講者のべ人数が和歌山県では3390人となっているのに対し、岩手県では305人に止まるなど、違いが大きい状況にあります。他の自治体に比べ実績が少ない場合には、職業能力開発協会に対し活動の拡大を促していく必要があります。

＊中小企業で働く若者の技能五輪への挑戦支援

技能五輪全国大会の参加者数は、200人超の愛知県から、2名の和歌山、鳥取、高知まで、地域差が著しい状況にあり、都道府県の特徴による違いを超えた格差があるように思われます。とりわけ中小企業に働く若者が技能五輪全国大会、技能五輪国際大会に積極的に挑戦できるよう、育成の段階から支援を拡充して

いく必要があります。

愛知県では、2019年度、2020年度の技能五輪全国大会の地元開催を踏まえ、「技能五輪全国大会・全国アビリンピック選手育成支援事業助成金」を設けていますが、こうした支援が全国で、恒久的に実施されることが重要です。

＊海外事業展開を図ろうとする地元企業支援

日本企業の海外拠点における労使紛争が頻発していますが、とりわけ憂慮されるのは、すべてのILO加盟国に遵守が求められている4つの中核的労働基準（結社の自由・団体交渉権、強制労働の禁止、児童労働の廃止、差別的排除）、なかでも結社の自由・団体交渉権に対する抵触です。

明確な国内法違反も増えていますが、中核的労働基準には明らかに抵触するものの、国内法違反とは言い切れない場合も多く、「国内法に違反しなければよい」という意識が、国内法よりも優先すべき国際法違反の行為を放置することにつながっています。

これらの労使紛争は、海外現地法人の日本人出向者や現地の経営者、マネージャーの中核的労働基準への

理解・認識の不足、労使対話の欠如から生じていることから、金属労協では、海外拠点における建設的な労使関係構築に向け、日本国内およびタイ、インドネシアで労使参加のセミナー、ワークショップを開催しています。自治体の海外事務所がタイ、インドネシアにある場合には、その駐在員にワークショップへの参加を促していくことが重要です。

地域活性化に向けたふるさと納税の活用

ふるさと納税の用途は、

- 専門高校の産業教育設備の購入・更新・修繕の費用。
- 自治体独自の給付型奨学金の創設・拡充など、子どもの貧困・進学格差対策
- 農産物、工業製品を問わず、返礼品Ⅱ試供品としての地元産品の活用

といった通常では予算が確保されにくい教育予算や産業振興など、地域活性化に資するものとするのが重要です。

ふるさと納税の当初の意図は、「地方のふるさとで生まれ、教育を受け、育ち、進学や就職を機に都会に出て、そこで納税をする」のを地方に還元するということですから、こうした

使途は、まさに趣旨どおりというこ
とになります。

工業高校教育の強化

*産業教育設備予算の拡充

工業高校の重要性はますます高ま
つていますが、実験実習設備は老朽
化し、予算の制約により更新や修繕
が困難となっています。工業高校の
見学、教職員との情報交換・意見交換、
都道府県の産業教育設備予算の確認
などを行った上で、予算の拡充を要
請していくことが重要です。

奈良県や三重県では、工作機械メ
ーカーと協定を締結し、県内工業高
校に対し、同時5軸加工機など最先
端マシンングセンターの無償貸与、
各種機械の提供、担当指導職員への
指導、実習・課題研究や技能検定講
習への講師派遣を受けています。各
都道府県でも、そうした仕組みの構
築を検討すべきです。

*専攻科の拡充

高等学校では、卒業生などを対象
に専攻科を設けている場合があります。
一定の要件を満たした専攻科卒
業生は大学に編入でき、また科目履
修により大学で単位を取得すれば学
士の学位を取得できます。修業年限
は2年が多いですが、普通科以外の

高校2281に対し、専攻科のある
学校は134(2019年度)に止
まっており、国家試験の関係で看護
科、水産科が多くなっています。第
4次産業革命の下、工学系の技術・
技能者についても、ICT系のリテ
ラシーが不可欠となっていることか
ら、工業高校にも積極的に専攻科を
設置していくことが必要です。

***工業高校、工業高等専門学校卒
業者の地元ものづくり産業での
再就職支援**

工業高校や工業高等専門学校の卒
業生は、全国の有力企業に就職する
場合が多いですが、短期間で離職し
た場合や、家庭の事情で地元に移職
する必要がある場合などのため、母
校が地元での再就職を支援するシス
テムの構築が有効です。

*工業高校の見学

労働組合として工業高校を視察
し、教職員と意見交換することは、
自治体への要請活動に迫力をもたせ
るために重要です。連合加盟の高等
学校教職員組合を通じて見学を依頼
することができますが、ない場合に
は支援する地方議会議員などに協力
を求めることも考えられます。

特定最低賃金の 取り組み強化

*組織内における特定最低賃金の
意義・重要性の共有化と組織外
への発信強化

特定最低賃金の仕組みは大変複雑
なため、組織内外の理解が進んでい
ない場合もあります。組織内では金
属労協のリーフレットなどを活用し、
理解促進を図っていくとともに、
●知事や都道府県議会議員に対し、
特定最低賃金の意義・重要性について
浸透を図る。

●各種選挙の候補者と政策協定を締
結する場合、特定最低賃金の維持・強
化に対する支持を盛り込む。
●特定最低賃金の新設・金額改正の申出・
審議の際、都道府県庁記者クラブ
において記者会見・説明会を行う。
などが重要です。

仕事と家庭の両立支援

*学童保育の拡充と、保育士、学
童保育指導員(放課後児童支援
員)の賃金・労働諸条件改善
2020年4月より、放課後児童
支援員(学童保育指導員)の数や資
格に関する基準が、「従うべき基準」
から「参酌すべき基準」に格下げされ、
無資格者によるワンオペレーション

も可能となってしまいました。

●学童保育では、1年生から6年生
まで幅広い学年の児童が1部屋で
過ごしている場合もあり、1部屋
40人を超えているところも4割近
くある。

●学童保育では、計画的な時間管理
に基づき、児童の学年やニーズに
即して勉強や遊びの指導が行われ
ている。

●病気やケガが発生した場合、緊急
処置や病院への搬送を行わなけれ
ばならず、災害発生時の対応も必
要。

●放課後児童支援員は指導の準備や
片付けはもとより、施設の清掃な
ども行っている。
●などからすれば、ワンオペレーショ
ンは到底不可能であり、従来の「従
うべき基準」を引き続き遵守するよ
う、市区町村に対し強く働きかけ
ていくことが不可欠です。

なお、国の「放課後児童支援員等
処遇改善等事業」、「放課後児童支援
員キャリアアップ処遇改善事業」を
活用している市区町村はそれぞれ
300超に止まることから、その活
用拡大も必要です。